

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい 社会づくり条例の改正について（案）

障害者差別解消法の一部改正（令和3年5月成立、同年6月4日公布、令和6年4月1日施行）に伴い、下記のとおり府条例を改正する。

記

1 障害者差別解消法の改正内容

- (1) 国及び地方公共団体の連携強化に係る責務の追加（法第3条関係）条例規定済
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関して国が基本方針に定める事項の追加
（法第6条第2項関係）条例改正不要
- (3) 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
（法第8条第2項関係）今回条例改正
- (4) 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の強化
（法第14条関係）今回条例改正
- (5) 障害を理由とする差別に関する事例等の収集、整理及び提供の強化（第16条関係）条例規定済

2 府条例の改正（案）

改正法に伴う以下の項目について改正

- ① 事業者による合理的配慮の義務化（現行：努力義務）（条例第8条第2項関係）
- ② 府障害者相談等調整委員会での助言・あっせんの対象に合理的配慮の不提供案件の追加
（現行：不利益取扱いのみ）（条例第14条第1項関係）
- ③ 差別に関する紛争防止、解決を図るための人材の育成・確保（現行：規定なし）
（条例第9条第3項（新設）、第10条第1項及び条例第11条第1項関係）

3 改正条例の施行期日（案）

令和6年4月1日（法施行と同時）

※基本方針に基づき関係省庁が作成する事業者向け対応指針を踏まえながら、国に合わせて幅広く周知活動を実施

4 スケジュール（案）

- R5. 7 施策推進協議会で条例改正骨子報告
9 9月議会で条例改正予定報告
10 施策推進協議会で条例改正素案報告
12 12月議会で条例改正素案報告
2 2月議会で条例改正案の提出

R6. 4. 1 改正条例施行（改正法と同時期）